

教職員専用利用者カードについて

1 目的

市内の園、小・中・高等学校の教職員が、園活動や授業等で使用する図書を借りるために市立図書館利用者カードを発行する。

2 カードの発行枚数

市立図書館の図書貸出冊数が無制限になったことに伴い、1枚で運用する。どうしても分けたい場合は、2枚目を作成する。

(1) 1枚管理

個人の利用者カードで、授業等に使用する資料も利用する。

(2) 2枚管理

個人の利用者カードと授業用に使用する利用者カードを別々に作成し、個人用と授業用を分けて利用する。

3 貸出冊数

種別	貸出冊(点数)	備考
紙の本	無制限	
CD・DVD	無制限	DVDは個人利用のみ可。授業内での使用は不可。
電子書籍	3点	電子書籍を投影して児童生徒に見せることは不可。読み放題パックのみ同じ本を児童生徒が自身のタブレットで利用することは可。

4 貸出期間

2週間。他の利用者の予約がない場合は、貸出期間を2週間延長可能。

5 カードの有効期限

種類	有効期限
個人用	5年間
授業用	教員カードは年度末まで

※有効期限内であっても、年度初めに在職する学校名の確認を実施する。

6 申請方法

「学校図書館・市立図書館 共通利用者カード等申請書及び利用者カード更新確認書」に記入し、袋井図書館に提出する。

7 利用方法

袋井図書館、月見の里学遊館図書館分室、浅羽図書館、在籍する市内公立小中学校の学校図書館で利用可能。

授業等で利用する場合は、先生方の管理下で使用する（又貸しはしないこと）。

(1) 貸出

ア 授業等で使用したい本の内容について、袋井図書館に相談し、図書を用意してもらう。

イ 先生自身で学校図書館や市立図書館の図書を借りる。

(2) 返却

市立図書館または在籍する市内小中学校の学校図書館で返却する。